

## 自動車環境管理計画書

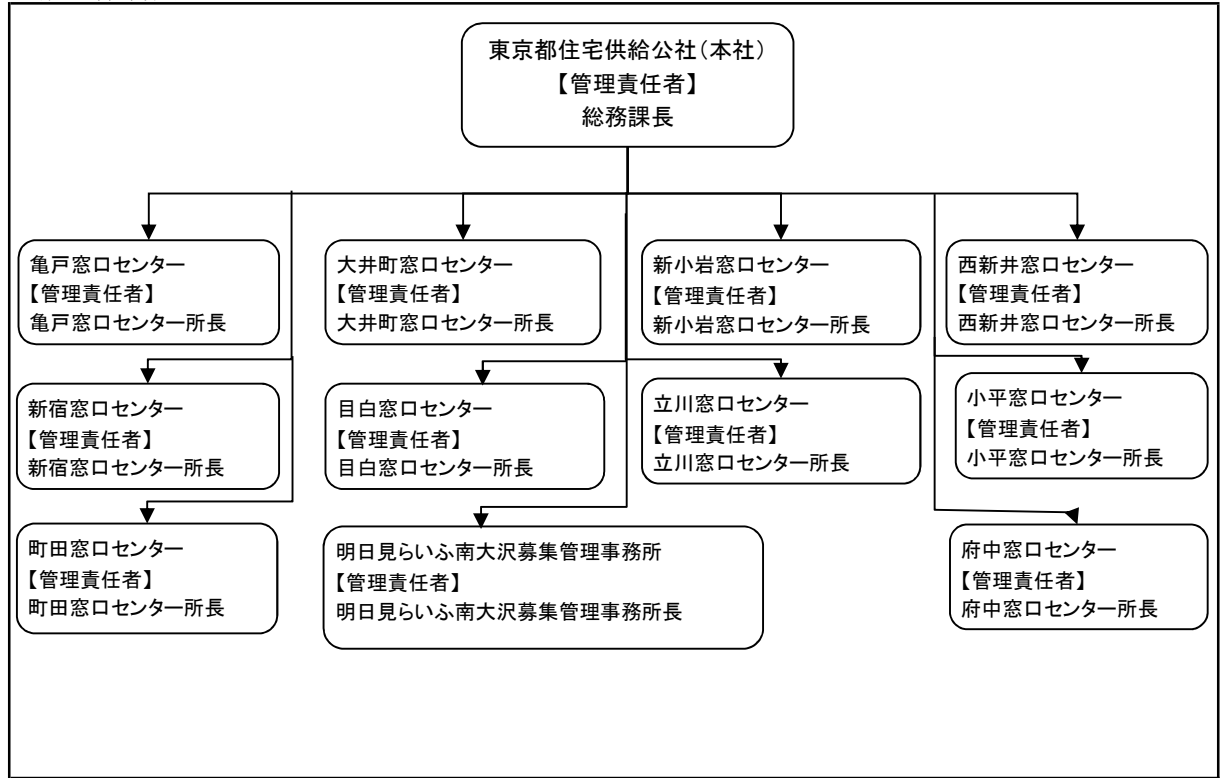
### 1 特定事業者の概要

特定事業者の名称	東京都住宅供給公社
特定事業者の所在地	〒150-8322 東京都渋谷区神宮前5-53-67
特定事業者に該当 することとなった日	2022年4月1日
使用する自動車の台数	63 台
業 種	69 不動産賃貸業・管理業

### 2 基本方針

1. 低公害・低燃費車を積極的に導入し、令和8（2026）年度末までに特定低公害・低燃費車導入率を30%以上にする。
2. 職員及び来客に対して、自転車・徒歩・公共交通機関の利用を推奨し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努める。
3. 職員に対し路上駐停車を抑制するよう周知し、交通渋滞の緩和に貢献する。
4. 車両単位で月毎に走行距離及び給油量を記録することで燃費等の記録管理を徹底して行い、使用状況を把握するとともに適正な管理を行なう。
5. 自動車の利用にあたってはディーゼル車規制の条例に適合する車両、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車を利用するほか、より低公害・低燃費車の利用促進を図る。

3 推進体制図



4 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標等

CO <sub>2</sub> 排出量	実績排出量(t)	42.9
	目標(計画期間平均排出量)(t)	40.0
	削減率(%)	6.8%
NOx排出量	前年度実績排出量(2021年度)(kg)	1.7
	目標(計画期間最終年度排出量)(kg)	1.6
	削減率(%)	10.0%
PM排出量	前年度実績排出量(2021年度)(kg)	
	目標(計画期間最終年度排出量)(kg)	
	削減率(%)	

5 特定低公害・低燃費車等の導入の取組に関する計画事項【基本対策】

内	容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8(2026)年度末までに特定低公害・低燃費車の導入割合を30%以上とする。</li> <li>自社物件の事務所4箇所に電気自動車用の充電設備を設置する。</li> <li>車両の更新は、電気自動車、ハイブリッド車、特定低公害・低燃費の軽自動車を優先して導入する。</li> </ul>

備考 「推進体制図」の欄には、自動車環境管理者を中心とした自動車環境負荷を低減するための取組の推進体制を明記すること。

## 6 エコドライブの取組に関する計画事項【基本対策】

計画事項		内 容
エコドライブに関する対策	適正運転の実施	燃費の記録管理、エコドライブマニュアルの作成・配布、エコドライブの教育・訓練の実施、駐停車時のアイドリングストップの推進
	車両の維持管理	点検・整備マニュアルの作成・配布、始業点検、定期点検の実施、運転日報の作成等

## 7 自動車使用の合理化の取組に関する計画事項

計画事項		内 容
車両の有効利用の促進	共同輸配送の促進	人事異動等の荷物配送については同一ビル内の部署における集荷・仕分け等の業務を共同化して実施することで積載効率及び輸送効率の向上を目指す。
その他自動車使用の合理化に関する計画事項	自動車使用の抑制	鉄道、バス等の公共交通機関の利用、テレワークやリモート会議の推進
	情報化の推進	V I C S付カーナビによる渋滞回避、E T Cの導入
	物流拠点や車両待機場の整備等による環境への配慮	駐停車場所・運転手控え室の整備、移動時における路上駐停車の自粛を推進する

## 8 他者の自動車を利用する場合における自動車環境負荷を低減するための取組に関する計画事項

計画事項	内 容
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	条例適合車であることの確認、環境評価を受けている会社の利用
配送条件の環境配慮	契約時の環境配慮の励行

## 9 その他自主的な取組に関する計画事項

計画事項	内 容
・自主的な情報公開	自社が取り組んでいる環境情報をホームページで公表していく